江府町告示第６１号

江府町国民健康保険における世帯主の取扱要綱をここに公布する。

令和　８　年　１１　月　１６　日

江府町長　白石祐治

令和８年11月16日
江府町告示第61号

江府町国民健康保険における世帯主の取扱要綱

（目的）

第1条　この要綱は、江府町国民健康保険における世帯主に関して、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第10条の2及び国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて（平成13年12月25日保発第291号厚生労働省保険局長通知。以下「厚労省通知」という。）に定めのない事項について、その取扱いを定めることを目的とする。

（世帯主の条件）

第2条　江府町国民健康保険の世帯主（以下「国保世帯主」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条第1項に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）上の世帯主（以下「住基世帯主」という。）がなるものとする。ただし、第3条に規定する変更の届出がなされた場合はこの限りではない。

2　住基世帯主が江府町国民健康保険の被保険者でない世帯は、原則、住基世帯主を擬制世帯主とする擬制世帯となる。ただし、第5条を満たす者が世帯主となる場合はこの限りではない。

（世帯主の変更）

第3条　江府町国民健康保険の世帯主を変更しようとする場合は、新たに世帯主となる者（以下「申請者」という。）が、国民健康保険世帯主変更届（様式第1号。以下「変更届」という。）を町長に届出しなければならない。

2 擬制世帯の世帯主を変更しようとする者は、変更届に前年度の市区町村税に未納がないことの証明書を添えて届出しなければならない。ただし、当該年度の前年度1月1日（申請日が4月1日から5月31日までの場合は前々年度の1月1日）において江府町に住民基本台帳の登録がなされている者は、証明書の省略することができるものとし、江府町税について担当課職員が照会をすることができるものとする。

3 第1項の届出がなされた場合、町は速やかにその内容を精査し、変更することができると認めた場合は、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。

（世帯主変更の認定日）

第4条　世帯主変更の認定日は、原則として変更届が提出された日とする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めた場合は、この限りではない。

（擬制世帯の世帯主）

第5条　擬制世帯の世帯主を申請者にする場合、次に掲げる各号の全てを満たさなければならない。

(1) 当該被保険者が属する世帯の住基世帯主が同意していること。

(2) 申請者に、江府町国民健康保険税の納付義務者として十分な負担能力や納付意欲があると認められるものであり、前年度の市区町村税（江府町においては過年度全ての町税）に滞納がない者であること。

(3) 申請者に各種届出義務の確実な履行が見込める等、江府町国民健康保険の運営上支障がないと認められること。

（職権による世帯主の変更）

第6条　前条に規定する擬制世帯の世帯主が変更された後、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、申請者の同意を得ることなく町の職権により、住基世帯主に変更する。

(1)　住基世帯主が、江府町国民健康保険の被保険者となった場合。

(2)　変更後の世帯主が、江府町国民健康保険の被保険者であったが、被保険者の資格を喪失した場合で、当該世帯に他の被保険者があり、第3条に規定する届出がない場合。

(3)　申請者が過年度における江府町国民健康保険税の滞納を生じさせた場合。

(4)　申請者が各種届出について、町から指導をしたにも関わらず、正当な理由なく履行しない場合。

(5)　その他町長が国民健康保険事業運営上支障があると認めた場合。

2　前項の規定に関わらず、住基世帯主に異動が生じても、第3条に規定する届出がない場合は、申請者を継続して世帯主とする。

3　第 1 項に規定する変更がなされた場合は、町は速やかにその旨を変更前後各々の世帯主に通知しなければならない。

附　則

この要綱は、交付の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

江府町国民健康保険　世帯主変更届

江府町長

国民健康保険法施行規則第 10 条の２の規定により、下記のとおり世帯主の変更を届け出ます。

被保険者記号番号	江府	変更年月日	年　　月　　日から
変更理由			

変更前		変更後	
氏名		氏名	
性別	男 ・ 女	性別	男 ・ 女
生年月日	年　　月　　日	生年月日	年　　月　　日
個人番号		個人番号	

本申請に必要とされる江府町税の納付状況等について、情報を取得することに同意いたします。また、本申請により世帯主を変更した後に、江府町国民健康保険における世帯主変更取扱要綱（令和 ８ 年11月16日江府町告示第61号）第６条第１項各号のいずれかに該当することとなった場合は、住民基本台帳上の世帯主に戻されても意義申立ていたしません。

年　　月　　日

申請者（新世帯主）　　住　所　日野郡江府町大字＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※変更後の国民健康保険の世帯主が、ご記入（署名又は記名押印）ください。

江府町国民健康保険　擬制世帯主変更に係る同意書

江府町長

江府町世帯主を変更することについて、江府町国民健康保険における世帯主変更取扱要綱（令和 ８ 年11月16日江府町告示第61号）に記載される各事項について承知し、申請者が擬制世帯主となることについて両者間で確認し、合意した上で同意します。

年　　月　　日

（世帯主）　　住　所　日野郡江府町大字＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※現在の国民健康保険の擬制世帯主が、ご記入（署名又は記名押印）ください。